

第5章

緑の取組

第1節 取組の体系

柱	基本方針	施策の骨子	施策の内容
緑を守る施策	貴重な緑を守ります	自然豊かな山林や樹林地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆保安林の適切な保全 ◆無秩序な開発の抑制 ◆地域森林計画対象民有林の適切な保全
		郷土の緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆保存樹の指定による古木、名木の保存 ◆社寺林などのPR
	農を守り活用します	農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆農地の多面的機能を維持するための農地の保全 ◆営農への支援
		遊休農地などの活用検討	◆市民農園の整備検討
	水の恵みを守ります 緑をつなぎます	河川、ため池、海辺などの保全 水と緑のネットワークの維持	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然環境に優しい水辺空間の保全と創出 ◆河川、農地、街路樹、丘陵地などにより形成されている水と緑のネットワークの維持
緑を創る施策	身近な公園を充実させます	市民の身近なレクリエーションの場である都市公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区の再整備や開発行為にともなう公園の整備 ◆公園用地としての農地や未利用地等の活用検討 ◆公園の防災機能の充実 ◆公園施設の長寿命化の推進
		特色のある公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域に愛され利用される公園づくり ◆生き物にやさしい公園づくり
		長期末整備の都市計画公園の見直し	◆ガイドラインの作成と見直し
	公共施設の緑化を進めます	公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設緑化マニュアルの作成 ◆公共施設の緑化の推進 ◆主要な幹線道路における緑化の推進 ◆市の玄関口となる鉄道駅周辺における緑化の推進
	民有地の緑化を進めます	住宅地、駐車場などの緑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路沿いの生垣化の促進と住宅地緑化の支援 ◆緑化の推進のための制度検討 ◆大規模な商業施設や事業所等の開発に伴う緑化の促進
臨海部工業地における緑化の促進		<ul style="list-style-type: none"> ◆工場立地法等を活用した緑化の促進 ◆質の高い工場緑化の推奨 	
緑を育む施策	緑の運動を広げます	市民の自主的なルールづくりの促進と緑に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民による緑のルールづくりの促進 ◆緑に関する先進的な取組事例やノウハウに関する情報提供
	緑の意識を高めます	市民参加や指定管理者と連携した公園・緑地の管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆アダプトプログラムの推進 ◆民間ノウハウの活用
		緑を担う人材育成の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆エコ教室等による環境学習の推進 ◆みどりの相談所の活動充実 ◆緑のイベントの開催

第2節 全体の緑の取組

緑を守る施策

1. 自然豊かな山林や樹林地の保全

◆保安林の適切な保全

市北部に広がる高御位山一帯の丘陵地の中には保安林に指定された区域があります。この一帯に広がる豊かな樹林地については、高砂市森林整備計画に基づいた適切な保全を図ります。



高御位山



鹿嶋神社背後の山林

◆無秩序な開発の抑制

市内のまとまった山林は市街化調整区域に位置しています。その山林を対象とした無秩序な開発については、開発許可制度等の土地利用規制により抑制します。

◆地域森林計画対象民有林の適切な保全

地域森林計画対象民有林の指定区域は、アカマツやコナラ林などが分布しています。

これらの区域については、高砂市森林整備計画に基づき適切な保全を図ります。



市北部に広がる山林

2. 郷土の緑の保全

◆保存樹の指定による古木、名木の保存

保存樹に指定されている樹木について、その指定を継続し保存します。

また、まだ保存樹に指定されていない樹木のうち、保存樹に相当する古木や名木については、保存樹の新規指定を目指します。



高砂神社のイブキ



さくら公園のモチノキ

◆社寺林などのPR

保存樹や社寺林など郷土の歴史に根ざした樹木に関しては、その歴史や社会的価値を周知する活動に努めます。

市の広報や緑のイベント、学校教育の場などを通じて、地域住民や次世代を担う子どもたちの郷土の緑に対する理解を深め、郷土愛の醸成を図ります。



鹿嶋神社



住吉神社の社寺林

3. 農地の保全

◆農地の多面的機能を維持するための農地の保全

農地は生産の場であるだけでなく、防災や景観形成、そして生物の生息空間など、多面的な機能を有しています。こうした農地の多面的機能とその重要性について周知する機会を設け、市民の理解を深めます。

また、農地の保全・活用に関する新たな制度の導入について調査検討を進めるとともに、農業委員会の活動を支援するなどにより農地の保全を図ります。



雄大な田園景観



田んぼを活用したコスモス

◆営農への支援

農産物品評会を開催して農業の活性化を図るとともに、地産地消推進のための基盤整備を推進します。また、農業の担い手育成や新規就農の促進につながる施策の検討を行います。

4. 遊休農地などの活用検討

◆市民農園の整備検討

国の都市農業振興基本計画を踏まえ、かつ、市策定の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と整合を図りながら、市民農園や体験農園の在り方について検討を進めます。

5. 河川、ため池、海辺などの保全

◆自然環境に優しい水辺空間の保全と創出

河川やため池、海辺などについては、水辺における生物多様性の保全・回復や水質の改善などに配慮し、自然環境に優しい水辺空間の保全と創出を図ります。



ため池



ため池

6. 水と緑のネットワークの維持

◆河川、農地、街路樹、丘陵地などにより形成されている水と緑のネットワークの維持

高砂市には、加古川をはじめとする河川や多くのため池、そして瀬戸内海があります。また、市北部には高御位山などの丘陵地があり、平野部には農地が広がっています。市の緑の骨格はこれら多くの自然や街路樹などがネットワークを形成することで成立しています。今後もこれらを保全し、ネットワークの維持に努めます。



加古川



市ノ池

緑を創る施策

1. 市民の身近なレクリエーションの場である都市公園等の整備

◆地区の再整備や開発行為にともなう公園の整備

市街地開発事業などによる地区の再整備に合わせて、公園・緑地をはじめとするオープンスペースの積極的な整備に努めます。

また、一定規模以上（3,000 m²以上）の開発行為に際しては、高砂市開発指導要綱に基づき開発区域面積の3%以上かつ180 m²以上の公園・緑地を確保するよう指導し、新たな緑のオープンスペースの創出を促進します。



身近な街区公園



開発行為にともない整備された公園

◆公園用地としての農地や未利用地等の活用検討

公園が不足している地域においては、遊休農地や未利用地等の公園・広場用地としての活用も視野に入れ、公園整備を進めます。

なお、今後空家の増加に伴い、空家を除却した跡地が増えると予測されます。こうした未利用地も公園・広場の用地として活用していくことを検討します。

◆公園の防災機能の充実

市街地内の公園や地域の拠点となる公園については、自然災害時における防災拠点や緊急時の避難場所としての役割を考慮し、必要性に応じて、防火水槽やソーラー照明設置等による防災機能の充実を図ります。

◆公園施設の長寿命化の推進

既存の公園は、これまでも随時、必要な維持修繕に取り組んできましたが、今後は、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に公園施設の安全性の確保に努めます。また、コストの縮減・平準化についても実現させます。

2. 特色のある公園整備

◆地域に愛され利用される公園づくり

既存の公園については、再整備が必要な時期に差し掛かっているものもあり、市民ニーズや公園の利用者層、利用形態の多様化に対応した再整備が求められます。

そのため、地域住民を交えたワークショップ等を開催し、幅広い世代の利用者の意見を反映した、誰もが利用できる、地域に愛される公園づくりを進めます。

また、まちづくり推進条例を活用した住民等との参画と協働による公園づくりを推進します。

◆愛される公園の例

癒しの公園（木陰公園）、実のなる木の豊かな公園、花いっぱいの公園、原っぱ公園、キャッチボールができる公園 遊具の充実した公園 等

👉 まちづくり推進条例

計画的な土地利用と地区の住民等の参画と協働によるまちづくりの推進に関し基本となる事項を定めたものです。この条例で、地区の住民等により構成されたまちづくり団体は、地区のまちづくり計画を市長へ提案することや、地区で締結したまちづくり協定を市長に申請し、認定を受けることによって、市と協働し、地区に応じたまちづくりを進めることができます。

◆生き物にやさしい公園づくり

平成 20 年に制定された生物多様性基本法を受けて、兵庫県において「生物多様性ひょうご戦略（平成 26 年 3 月改定）」が作成されました。

公園の緑は、生物多様性を確保する場であるだけでなく、子どもたちにとって数少ない生物とのふれあいの場となる重要な存在です。

そのため公園の整備にあたっては、自然環境も考慮し生き物の生息環境となる空間の確保に努めます。

3. 長期未整備の都市計画公園の見直し

◆ガイドラインの作成と見直し

都市計画決定された公園のうち、長期にわたり未整備の都市計画公園については、公園の配置状況をはじめ、環境、レクリエーション、防災、景観機能など多角的な視点から公園の必要性や代替性、実現性等の考え方を整理したガイドラインを作成し、見直しを行います。

4. 公共施設の緑化の推進

◆公共施設緑化マニュアルの作成

緑あふれるまちづくりを進め実現させるためには、市民に触れる機会が多く、地域のシンボルとなる各種の公共施設を率先して緑化することが有効です。

なお、公共施設の緑化に際しては、施設単独で緑化を行うのではなく、周囲の街路や地域の緑と調和のとれた質の高い緑の創出が求められます。そのために、現存する緑の維持管理やその有効活用、新たな植栽の方針、それら基準を定めたマニュアルを作成します。

◆公共施設の緑化の推進

庁舎や公営住宅、学校などの公共施設は敷地や建物の規模の大きなものが多く、市街地における緑のシンボルとなりうる存在です。

そのため、公共施設の屋上緑化や壁面緑化、駐車場の緑化等に努め、親しみやすさを感じられる緑の空間を整備することによって、市街地景観の向上に役立つ緑視効果の高い緑を創出します。

◆主要な幹線道路における緑化の推進

街路樹は市民のみならず、市外からの来訪者の目に触れる機会も多い緑です。

そのため、安全で利用しやすい空間を確保しながら、幹線道路の街路樹緑化に努め、道路空間を活用した潤いのある景観の創出を図ります。

また、周辺住民等との協働による適切な維持管理を行い、地域に愛される緑として育てます。



街路樹



街路樹

◆市の玄関口となる鉄道駅周辺における緑化の推進

鉄道駅周辺は、市の玄関口であり市や地域の顔ともいえることから、市民が誇れる風格のある空間となるように、市街地整備などに合わせて質の高い緑を確保します。

また、駅前広場等の周辺整備を行う際には、周囲の民間ビルや共同住宅などに対し屋上緑化や壁面緑化を推奨するなど、緑豊かで潤いのある一体的な空間形成を図ります。



JR 宝殿駅前



山陽電鉄高砂駅前

5. 住宅地、駐車場などの緑化の促進

◆道路沿いの生垣化の促進と住宅地緑化の支援

ブロック塀などは、地震による倒壊の恐れがあるため、生垣にする方が安全性を確保できます。そのため、地区計画等によるルールづくりの推奨や県民まちなみ緑化事業の周知によって、道路沿いの生垣化を促進します。こうした住宅地などの敷地における道路沿いの緑化は、安全な生活環境の確保だけでなく、市街地における緑の増加にも寄与すると期待されます。

また、結婚や出生を記念して苗木を無料配布するなど、住宅地緑化を支援します。



住宅地の生垣の例



住宅地の生垣の例

◆緑化の推進のための制度検討

市街地における緑の確保は、公的空間だけで行うには限界があり、市街地の大半を占める民有地の緑化を推進することが必要となります。そのため、民有地の緑化を確実に推進するための制度導入について研究・検討を行います。

◆大規模な商業施設や事業所等の開発に伴う緑化の促進

市街地において、大規模な商業施設や事業所等の建設に伴い大規模な平面駐車場が整備される場合は、ヒートアイランドの緩和や市街地景観の向上のため、兵庫県が定めるグラスパーキング普及ガイドライン（案）に沿った整備を推奨します。

6. 臨海部工業地における緑化の促進

◆工場立地法等を活用した緑化の促進

新たな工場の整備に際しては、工場立地法や兵庫県環境の保全と創造に関する条例などにより、建築物の緑化や高木等の植栽を促します。

◆質の高い工場緑化の推奨

高砂市の臨海部には大規模な工場が立地していますが、緑化優良表彰を受賞するような良好な緑化に取り組んでいる例もあります。

このような優良緑化の事例や緑化方法を紹介することで、質の高い工場緑化を推奨します。



工場の敷地内緑化の例

緑を育む施策

1. 市民の自主的なルールづくりの促進と緑に関する情報提供

◆市民による緑のルールづくりの促進

市民が緑地協定やまちづくり協定などの緑化に関するルールを定め、緑化やその維持活動を行う取組を促進します。

👉 緑地協定

一定の区域を対象に住民同士や企業同士が定めた緑化に関するルールを都市緑地法に基づいて担保する制度です。また、緑に関するローカルルールを定めることのできる法制度として、都市計画法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定、景観法に基づく景観協定があります。

👉 まちづくり協定

まちづくり推進条例に基づく制度で、地区の住民等により構成され、市長に認定を受けたまちづくり団体は地区における緑に関するルールが策定できます。

◆緑に関する先進的な取組事例やノウハウに関する情報提供

緑の活動に取り組む市民やまちづくり団体に対し、環境保護活動への民間による支援策、緑のまちづくりに関する先進的な取組事例やノウハウ、専門家に関することなどの情報を発信します。

緑に関する情報
・民間による支援策
・先進事例
・専門家の情報 等

情報整理

高砂市

情報発信

市民

2. 市民参加や指定管理者と連携した公園・緑地の管理

◆アダプトプログラムの推進

地域住民や地元企業が道路や緑道などの公共施設の美化活動（アダプト活動）を行い、市がアダプトサイン（看板）の設置や清掃用具・花の苗の支給などの支援を行う「アダプトプログラム」を推進します。



アダプト活動

◆民間ノウハウの活用

高砂市では公園・緑地において指定管理者制度を導入しています。

指定管理者制度は多様化する市民サービスに対応し、民間の有する能力、ノウハウを活用しつつ、市民満足度の向上、行政コストの縮減を図るものです。

今後も制度本来の趣旨が達成できるよう、効果的、効率的に機能させ、引き続き推進します。

3. 緑を担う人材育成の強化

◆エコ教室等による環境学習の推進

企業や団体と協力して、市内の小中学校等を対象に行っている「エコ教室」等を推進します。

また、子どもたちが、生命を大切に作る心や自然に対するおもいやりを育むことができるよう学校教育を通じた体験型環境学習などを実施します。



自然観察会



緑のカーテンづくり

◆みどりの相談所の活動充実

みどりの相談所では、花や緑に関する相談や図書の閲覧、教室、展示会などを開催しています。今後も、これらの活動の継続と充実を図ります。



みどりの相談所

◆緑のイベントの開催

市民の緑化に対する意識を高めてもらうために、緑に関するコンクールや展覧会、自然観察会などのイベントを開催します。



菊花展

第3節 地域別の緑の取組

高砂市の土地利用は、国道2号以北の「北部地域」と、国道2号と山陽電鉄の路線の間に位置する「中部地域」、山陽電鉄の路線以南の「南部地域」で特徴が大きく異なります。

「北部地域」には丘陵地や農地が広がり、「中部地域」には商業地や住宅地が広がっています。一方、「南部地域」には工場地帯が広がっています。

この3地域ごとに、地域の現況と緑の取組を示します。

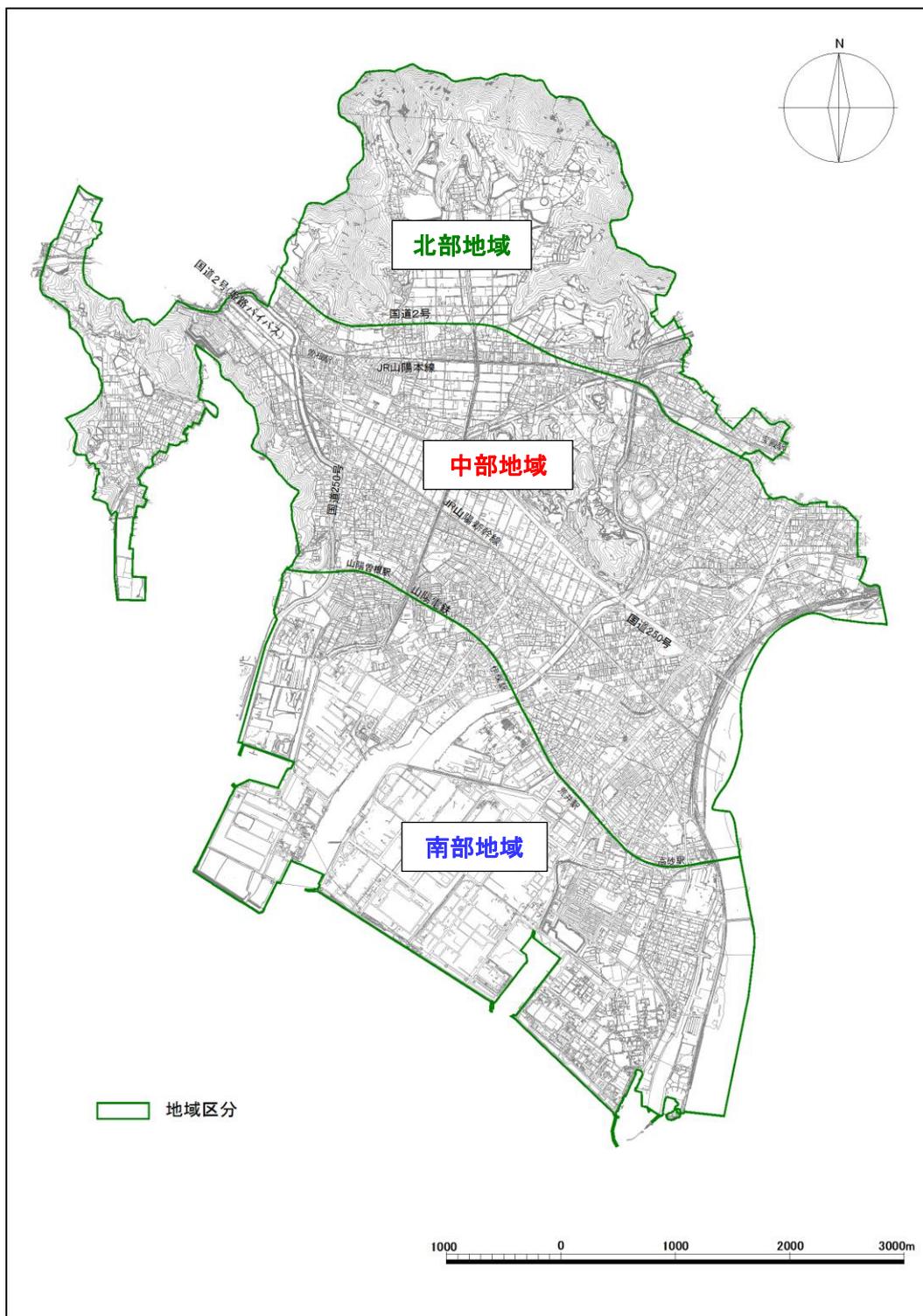


図5-1 地域区分図

1. 北部地域（国道2号より北側の地域）

1) 地域の現況

①北部地域の現況

北部地域は、国道2号の北側に位置する地域です。

地域の北部には播磨富士と呼ばれる高御位山を含む丘陵地が半円弧状に広がっています。

平成22年の人口は約8,000人※です。

地域の大半が市街化調整区域で、丘陵地は保安林や地域森林計画対象民有林に指定されています。

②北部地域の緑の現況

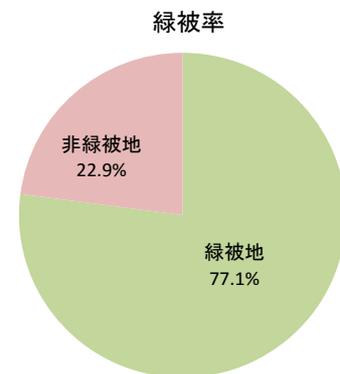
高御位山を含む丘陵地一帯は、アカマツ林やコナラ林などの自然性の高い樹林地が広がっています。

丘陵地のふもとには農地が広がっており、地域全体に占める緑被率は約77%で、緑豊かな地域となっています。

地域内には、高砂市を代表する公園の一つである市ノ池公園のほか、歴史を有する鹿嶋神社、多くのため池などの緑の資源があります。

地域住民一人当たりの都市公園等面積は約99.0㎡/人です。

※平成22年国勢調査小地域人口をもとに算出



市ノ池公園



高御位山

2) 緑の取組

緑を守る施策

- 高御位山などの山林は、高砂市森林整備計画に基づいて適切な保全を図るとともに、開発許可制度等により無秩序な開発を抑制します。
- 保存樹の指定を継続し保全するとともに、保存樹や社寺林に関する歴史や社会的価値の周知に努めます。
- 北部地域に広く分布する農地については、農地が持つ重要性を市民に周知する機会を設けるとともに、農地の保全・活用に関する新たな制度の導入についての調査検討を進めます。また、農業委員会の活動を支援するなどにより農地の保全を図ります。
- 農業の担い手育成や新規営農を促進するとともに、市民農園や体験農園のあり方について検討を進めます。
- ため池や河川などの整備にあたっては、水辺における生物多様性の観点から水質の改善などに配慮し、自然環境に優しい水辺空間の保全と創出を図ります。
- 水と緑のネットワークの維持に努めます。

緑を創る施策

- 市街化区域については、一定規模以上の開発行為の際に、高砂市開発指導要綱に基づいて公園・緑地を確保するよう指導します。
- 公園が不足している地域においては、遊休農地や未利用地等の活用も視野に入れた公園・広場の整備を進めます。
- 地域の拠点となる公園は、自然災害時における防災拠点や緊急時の避難場所としての役割を考慮し、必要性に応じて、防災機能の充実を図ります。
- 既存の公園の長寿命化を計画的に推進するとともに、公園の整備やリニューアルにあたっては、地域住民の意見を取り入れた地域に愛される公園づくりや、生物多様性を考慮した空間の確保に努めます。
- 公共施設緑化マニュアルを作成し、地域のシンボルとなる公共施設の緑化を推進します。
- 宝殿駅周辺は、市街地整備などに合わせ風格のある一体的な緑の空間形成を図ります。
- 地区計画等のルールづくりの推奨や、県民まちなみ緑化事業の周知、結婚や出生を記念した苗木の無料配布などの取組を通じて、住宅地緑化を支援します。

緑を育む施策

- 市民による緑のルールづくりを促進するとともに、「アダプトプログラム」や指定管理者制度を推進します。
- 緑のまちづくりに関する情報提供や環境学習を推進し、市民活動の活性化や緑を担う人材の育成を図ります。
- みどりの相談所における活動の継続と充実を図ります。

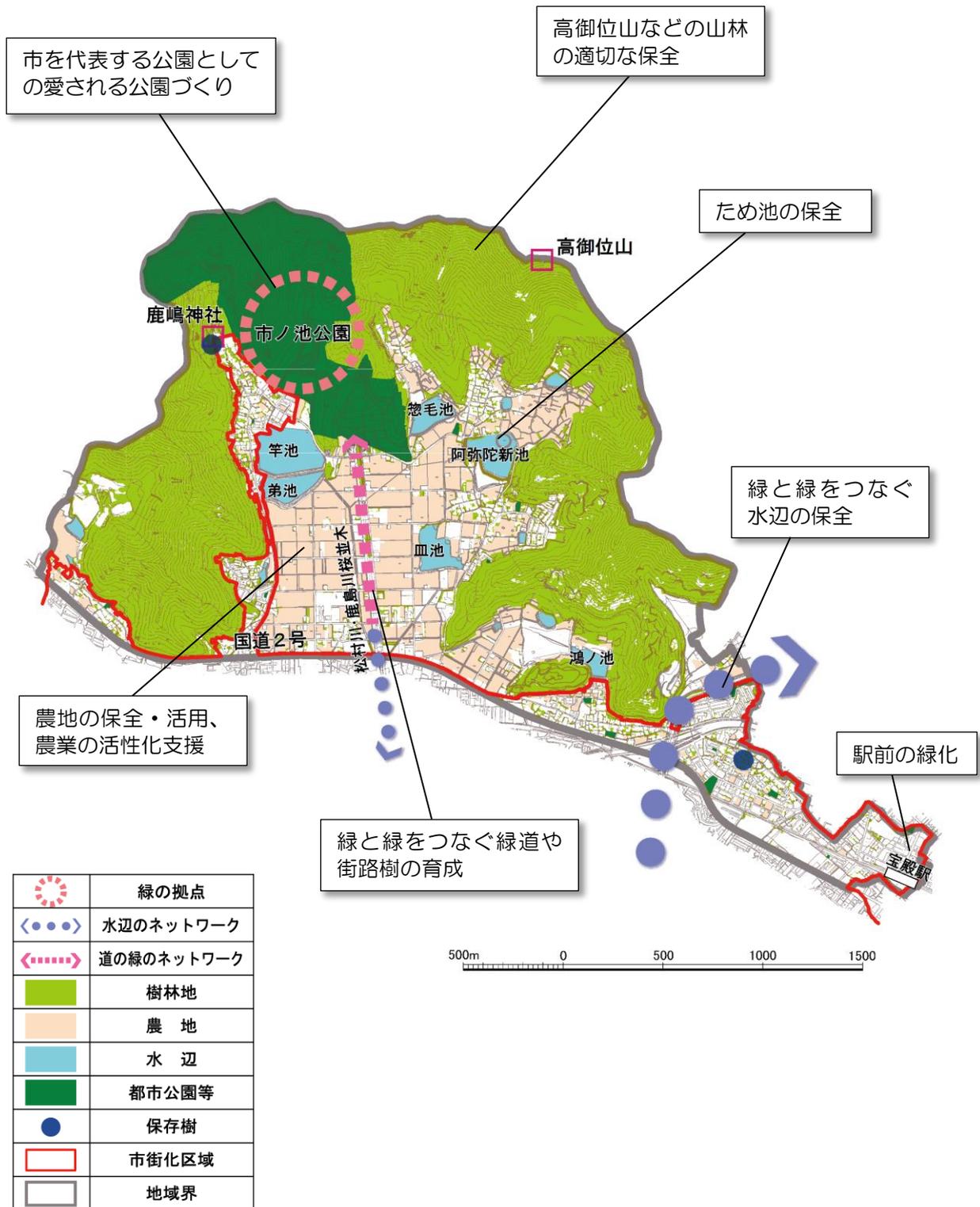


図5-2 緑のまちづくり方針図（北部地域）

2. 中部地域（国道2号南側から山陽電鉄北側の地域）

1) 地域の現況

①中部地域の現況

中部地域は、国道2号と山陽電鉄の路線に挟まれた位置に広がる地域です。

地域の多くは平坦地ですが、竜山や日笠山の周辺は丘陵地が広がっています。

平成22年の人口は約67,000人※で、東西にJR山陽本線、山陽新幹線、山陽電鉄や、国道2号、国道250号などの幹線道路が通っています。

地域の大半が市街化区域で、商業・業務等の都市機能が集積した中心市街地が形成されており、市役所や警察署などの公共施設が立地しています。



②中部地域の緑の現況

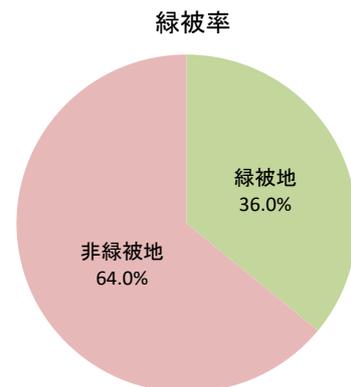
竜山や日笠山の丘陵地一帯は、アカマツ林やコナラ林などの自然性の高い樹林地が広がっています。

市街地の中にも比較的まとまった規模で農地が広がっており、地域全体に占める緑被率は36%となっています。

地域内には高砂市を代表する公園の一つである総合運動公園のほか、石の宝殿及び竜山石採石遺跡、竜山周辺、桜やノジクが見られる日笠山周辺といった緑の資源があります。

地域住民一人当たりの都市公園等面積は約5.4㎡/人となっています。

※平成22年国勢調査小地域人口をもとに算出



総合運動公園



石の宝殿

2) 緑の取組

緑を守る施策

- 竜山や日笠山などの山林は、国史跡等の保存活用を図りながら、高砂市森林整備計画に基づいて適切な保全を図るとともに、開発許可制度等により無秩序な開発を抑制します。
- 保存樹の指定を継続し保全するとともに、保存樹や社寺林に関する歴史や社会的価値の周知に努めます。
- 国道 250 号（明姫幹線）の南側に広がる農地については、地区計画制度等による農と共生したまちづくりに取り組みます。
- その他の農地は、農地が持つ重要性を市民に周知する機会を設けるとともに、農地の保全・活用に関する新たな制度の導入についての調査・検討や、農業の担い手育成、新規営農の促進、市民農園・体験農園のあり方について検討を進めます。また、農業委員会の活動を支援するなどにより農地の保全を図ります。
- ため池や河川などの整備にあたっては、水辺における生物多様性の観点から水質の改善などに配慮し、自然環境に優しい水辺空間の保全と創出を図ります。
- 水と緑のネットワークを構成する緑を保全し、ネットワークの維持に努めます。

緑を創る施策

- 市街地開発事業などによる地区の再整備に合わせて公園・緑地の整備に努めるとともに、一定規模以上の開発行為の際に、高砂市開発指導要綱に基づいて公園・緑地を確保するよう指導します。
- 公園が不足している地域においては、遊休農地や未利用地等の活用も視野に入れた公園・広場の整備を進めます。
- 地域の拠点となる公園は、自然災害時における防災拠点や緊急時の避難場所としての役割を考慮し、必要性に応じて、防災機能の充実を図ります。
- 既存の公園の長寿命化を計画的に推進するとともに、公園の整備やリニューアルにあたっては、地域住民の意見を取り入れた地域に愛される公園づくりや、生物多様性を考慮した空間の確保に努めます。
- 長期未整備の都市計画公園は、今後の位置づけについて見直しを行います。
- 公共施設緑化マニュアルを作成し地域のシンボルとなる公共施設の緑化を推進します。
- 幹線道路の街路樹緑化に努めます。また、周辺住民との協働による適切な維持管理を行います。
- 鉄道駅周辺は、市街地整備などに合わせ風格のある一体的な緑の空間形成を図ります。
- 地区計画等のルールづくりの推奨や、県民まちなみ緑化事業の周知、結婚や出生を記念した苗木の無料配布などの取組を通じて、住宅地緑化を支援します。
- 大規模な平面駐車場が整備される際には、兵庫県が定めるグラスパーキング普及ガイドライン（案）に沿った整備を推奨します。

緑を育む施策

- 市民による緑のルールづくりを促進するとともに、「アダプトプログラム」や指定管理者制度を推進します。
- 緑のまちづくりに関する情報提供や環境学習を推進し、市民活動の活性化や緑を担う人材の育成を図ります。

3. 南部地域（山陽電鉄から南側の地域）

1) 地域の現況

①南部地域の現況

南部地域は、山陽電鉄の路線の南側に位置する地域で、瀬戸内海に面する平坦な地形が広がっています。

平成 22 年の人口は約 18,000 人※です。

地域の全域が市街化区域で、山陽電鉄の駅周辺には住宅地や商業地が形成されています。また、海岸近くの埋立地は大規模な事業所が多く立地する工業地となっています。

なお、高砂地区は兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づく景観形成地区に指定されています。



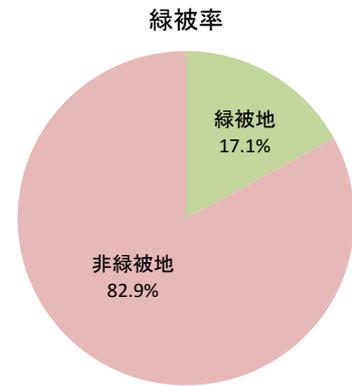
②南部地域の緑の現況

地域の大半が市街地のため、地域全体に占める緑被率は約 17%と3地域の中では最も低いのですが、加古川の河口には雄大な水辺景観が広がっているほか、ヨシクラスのような植物群や、水辺に集まる野鳥が見られます。

地域内には、海辺に向島公園、高砂海浜公園、あらい浜風公園などの公園があります。

そのため地域住民一人当たりの都市公園等面積は約 12.8 m²/人と、中部地域よりは高い水準となっています。

※平成 22 年国勢調査小地域人口をもとに算出



高砂海浜公園



あらい浜風公園

2) 緑の取組

緑を守る施策

- 保存樹の指定を継続し保全するとともに、保存樹や社寺林に関する歴史や社会的価値の周知に努めます。
- 河川の整備にあたっては、水辺における生物多様性の観点から水質の改善などに配慮し、自然環境に優しい水辺空間の保全と創出を図ります。
- 水と緑のネットワークを構成する緑を保全し、ネットワークの維持に努めます。

緑を創る施策

- 市街地開発事業などによる地区の再整備に合わせて公園・緑地の整備に努めるとともに、一定規模以上の開発行為の際に、高砂市開発指導要綱に基づいて公園・緑地を確保するよう指導します。
- 公園が不足している地域においては、遊休農地や未利用地等の活用も視野に入れ、公園・広場の整備を進めます。
- 地域の拠点となる公園は、自然災害時における防災拠点や緊急時の避難場所としての役割を考慮し、必要性に応じて、防災機能の充実を図ります。
- 既存の公園の長寿命化を計画的に推進するとともに、公園の整備やリニューアルにあたっては、地域住民の意見を取り入れた地域に愛される公園づくりや、生物多様性を考慮した空間の確保に努めます。
- 長期未整備の都市計画公園は、今後の位置づけについて見直しを行います。
- 公共施設緑化マニュアルを作成し地域のシンボルとなる公共施設の緑化を推進します。
- 幹線道路の街路樹緑化に努めます。また、周辺住民との協働による適切な維持管理を行います。
- 鉄道駅周辺は、市街地整備などに合わせ風格のある一体的な緑の空間形成を図ります。
- 地区計画等のルールづくりの推奨や、県民まちなみ緑化事業の周知、結婚や出生を記念した苗木の無料配布などの取組を通じて、住宅地緑化を支援します。
- 大規模な平面駐車場が整備される際には、兵庫県が定めるグラスパーキング普及ガイドライン（案）に沿った整備を推奨します。
- 新たな工場の整備に際しては、工場立地法や兵庫県環境の保全と創造に関する条例などに基づいて建築物および敷地の緑化を促進するとともに、質の高い工場緑化を推奨します。

緑を育む施策

- 市民による緑のルールづくりを促進するとともに、「アダプトプログラム」や指定管理者制度を推進します。
- 緑のまちづくりに関する情報提供や環境学習を推進し、市民活動の活性化や緑を担う人材の育成を図ります。



図5-4 緑のまちづくり方針図（南部地域）